



外国人住民の人の「住基ネット」
「住基カード」の運用が開始

■住民票コードを通知します

「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」は住民の利便性の向上や国・市区町村などの行政を効率化するために作られたもので、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムです。7月8日からは、これまでの日本人だけでなく外国人住民の人についても「住基ネット」の運用が開始され、住民基本台帳に「住民票コード」が記載されることとなります。このコードは「住基ネット」で本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号です。7月8日以降に市からご本人（世帯主）へ「住民票コード」を通知します。なお、運用にあたっての手続きは不要です。

■住基カードの交付が受けられます

7月8日から、外国人住民の人についても「住民基本台帳カード（住基カード）」の交付を受けることができるようになります。住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。顔写真付きの住基カードは、公的な本人確認書類として使用できます。

7月8日以降にできることの一例

- 山陽小野田市以外でも住民票の写しの交付を受けられるようになります。
※住基カードや在留カードの提示が必要です。
- 住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。

〈問い合わせ先〉市民課（☎82・1140）



小野田霊園新墓地区画の貸し出し

◎対象 市内に本籍または住所を有し、使用許可後2年以内に焼骨の埋蔵およびこれに伴う墓碑を建立する人

※他の墓地からの改葬を含みます。

◎所在地 大字小野田 1383番7

◎区画数 70区画（1区画4㎡）

※申込多数の場合は抽選となります。

◎永代使用料 148,000円

◎永代管理料 52,000円

※決定者には、墓地使用許可証を交付する際に使用料および管理料を一括で納入していただきます。

◎申請方法

環境課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所に備え付けの「墓地使用許可申請書」に記入し、本籍表示のある使用者の住民票を添えて環境課に提出

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます

◎申込期限 7月31日(水)



〈問い合わせ・提出先〉環境課（☎82・1143）